

# 三多摩山スキークラブ会則

## 第一条（名称）

この会は三多摩山スキークラブといい、事務所を武蔵野市西久保 3-25-7-303 に置く。

## 第二条（目的）

この会は安全で楽しい山スキーを行うことを目的とする。

## 第三条（会の活動）

前条の目的を達成するため次のことを行なう。

- 一 山スキーに必要な技術の習得のための行事
- 二 山スキー行事
- 三 オフシーズン行事
- 四 例会
- 五 その他目的を達成するために必要な活動。

## 第四条（加盟団体）

この会は会の目的を実現するため、東京都勤労者スキー協議会に加盟する。

## 第五条（機関）

会には総会と例会および運営委員会をおく。

2. 総会は年1回七月に開催し、次の事項を決定する。

- 一 年間計画、予算
- 二 会長、運営委員の選出
- 三 会則の改廃
- 四 その他必要な事項

3. 例会は原則として月1回開催し次の事項を行なう。

- 一 活動の報告・交流
- 二 行事計画の決定

4. 運営委員会は必要に応じて開催し、総会および例会の決定事項を実行する。

## 第六条（会長および運営委員）

会に会長と運営委員をおく。

2. 会長は会を代表し、総会と例会および運営委員会を召集する。

3. 運営委員は運営委員会に出席し、決定事項を協力して実行する。

## 第七条（会計）

会の財政は入会金、会費、寄付金、その他による。

2. 入会金は1000円、会費は年額6000円（月額500円）とする。

3. 会友の会費は会員の半額とする。

4. 特別会計を設けることができる。

5. 会計年度は、6月1日より翌年5月末日とする。

## 第八条（入会）

この会は、会則を認め入会金を納入することにより入会することができる。

## 第九条（会友）

例会への出席が物理的にむずかしいと運営委員会が認めた場合は会友とする。

2. 会友は議決権と被選挙権を持たないものとする。

付則 この会則は1993年6月2日より発効する。

改正 1996年7月6日

改正 1998年7月6日